

平成18年(行ウ)第105号不当利得返還請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一 他1名

被告 和泉市長 井坂善行

## 原告 第2準備書面

平成18年9月27日

大阪地方裁判所第7民事部合議2B係 御中

原告 小林 洋一

原告 小林 昌子

本準備書面は、被告の第1準備書面に対する反論をおこなうものである。

### 1 市長への「ノーワークノーペイ」の原則が適用されないとの主張に関して

被告は市長には勤務時間の定めがないことから、「市長にはノーワークノーペイ」の原則は適用されないと主張する。

確かに和泉市特別職の職員の給与に関する条例(条例第2条)には、市長の勤務時間に対する定めがないのは事実である。

しかしながら、勤務時間の定めがないことの意味は、勤務(市長としての職務の提供)をしなくても給料が支給される趣旨でないことは論を待たない。そもそも、一般職の公務員は勤務時間内における職務専念義務を負うところ(地方公務員法35条)、市長については、市政を統括するというその職務の重要性から、一日中職務専念義務(公務優先義務)を負わせたものであり、強いていえば1日24時間が勤務時間であるともいい得る(もちろん、上記の解釈は、町長が無定量、無限定の職務専念義務を負っていることを意味するのではなく、相当な範囲内で法定の休日に職務を行わな

いことや平日に私的な時間を取得することは可能である。)。したがって、市長に勤務時間の定めがないことから、ノーワーク・ノーペイの原則を定めた一般職の給与条例和泉市職員の給与に関する条例第29条が市長に対して準用されないということではできない。(甲第2号証、岐阜地方裁判所平成14年(行ウ)第13号判決)

## 2 給与を減額する場合は、条例の改正が必要であるとの主張について

被告は市長の給与を減額する場合は、和泉市特別職の職員の給与に関する条例を改正しておこなうことが必要と主張し、又その様な例が存在すると主張する。

地方自治法第204条第3項において、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。とあるが、被告の主張するように市長の給与を減額することに関して、それを特定し条例で定める事までを求めたものではない。和泉市特別職の職員の給与に関する条例第8条第1項 特別職の職員の給料の支給方法に関し、この条例に定めのない事項については、一般職の職員の例による。が本件に関し条例で定めたことに当たる。

従って、市長の給与を削減する場合は、条例の改正が必要との被告の主張は失当である。

又、併せてその様な例が存在すると主張する。

市長の給与の減額は、財政状況を考慮したり、自らを含む自治体の不祥事の対応として、在職中の期限を限定して給与を減額する事を条例で定めているのが通常であり、本件のような本来あってはならない、又は想定していない市長自身の刑事事件で辞職を余儀なくされたときの給与の減額を条例で定めた例は極めて少ない。

原告の承知しているところでは、宝塚市における(平成17年度における市長の給料の支給に関する特例)程度である。

しかしこの条例は、平成17年度に発生した事件に限って適用する条例で、緊急避難的に制定されたものである。

又この条例においても「市長に対する給料の支給に係る第4条の規定により準用さ

れる宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第10条第3項の規定にかかわらず」とされ、本条例が無いときは一般職の職員の給与に関する条例を準用するとされている。

<平成17年度における市長の給料の支給に関する特例>

平成17年度に限り、市長がその在職期間中の行為に係る刑事事件に関して当該在職期間中に逮捕され、その後に地方自治法(昭和22年法律第67号)第145条の規定に基づき宝塚市議会の議長に対して退職を申し出た場合において、当該刑事事件又は当該刑事事件以外の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされたときは、市長に対する給料の支給に係る第4条の規定により準用される宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第10条第3項の規定にかかわらず、退職する日の属する月に係る月分の給料は、支給しない。

(小括)

和泉市特別職の職員の給与に関する条例にはこの様な市長の逮捕、辞職に伴う給与の減額を定めたものが無いのであるから、和泉市特別職の職員の給与に関する条例第8条 特別職の職員の給料の支給方法に関し、この条例に定めのない事項については、一般職の職員の例による。に従い和泉市一般職の職員の給与に関する条例を準用するしかない。

### 3 一般職との不均衡について

被告は、一般職の職員の給与が支給されなくなるのは、起訴休職後であって起訴される迄の期間については給与が支給されると主張する。

これは起訴休職後について給与が支給されない事が決められているだけであって、それまでの期間は如何なる場合も給与が支給されることを定めたものではない。起訴休職までの間に拘留等で勤務をおこなわない場合は、下記の一般職の給与につい

て定めた和泉市職員の給与に関する条例第29条の適用を受け、本件のような不祥事に伴う欠務については任命権者の承認はあり得ないから、給与の減額の対象となり給与は支給されない。

第29条 正規の勤務時間に職員が勤務しなかったときは、その勤務しないことについて任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額して支給する。

ところが本件市長は逮捕後一切の勤務はなく、辞職が議会で認められ自然失職する月迄給与の全額が支給された事は不均衡以外の何物でもない。

以上